

身体的拘束最小化のための指針

はじめに

身体的拘束は患者さんの自由と尊厳を損なう行為であり、身体的・精神的な弊害をもたらす。敦賀医療センターでは、患者さんの尊厳と主体性を最大限尊重し、身体的拘束を安易に正当化することなく、緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない医療・看護の提供に努める。患者の基本的人権を尊重できるよう、当院の指針を定める。

I. 基本方針

1 身体的拘束に関する基本的な考え方

1) 身体的拘束の原則禁止

当院では、患者さんの基本的人権を尊重する観点から、身体的拘束を行わない方針とする。患者の生命および身体が危険にさらされ、かつ身体的拘束を行う以外に安全を確保する代替手段が存在しない場合に限り、例外的に最小限の身体的拘束を行う。

2) 身体的拘束の定義

紐・抑制帯・ベルト等の用具を用いて患者さんの身体を固定し、本人の意思による行動を制限する行為をいう。

3) 行動制限の定義

行動制限とは、患者さんの行動を直接妨げるのではなく、センサー等で行動を感知し、必要に応じて対応する方法を指す。

4) 薬剤による行動制限（化学的拘束）の定義

向精神薬その他の薬剤を、本来の治療目的を超えて患者さんの行動を抑制する目的で使用することをいう。

5) 身体的拘束を行う場合の3要件

以下の3要件すべてを満たす場合に限り、例外的に身体的拘束を行う。

- (1) 切迫性：生命・身体が直ちに危険にさらされる可能性が著しく高い状態
- (2) 非代替性：環境調整・見守り強化・声かけ等の代替手段を実施しても危険を回避できない
- (3) 一時性：必要最小限の時間に限り、状態改善後は速やかに解除する

身体的拘束を実施する際は、患者さん・家族等へ目的・理由・方法・期間を説明し、同意を得る。

II. 身体的拘束に該当する行為・該当しない行為

1. 身体的拘束に該当する行為

- 1) 徘徊しないように、車いすや椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等でしばる。
- 2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等でしばる。
- 3) 自分で降りられないように、ベッドを4点柵で囲み柵をすべてひも等でしばる。
- 4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等でしばる。
- 5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 6) 車いす・椅子からずり落ちたり立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。

- 7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 8) 脱衣やオムツ外しを制限する為に、拘束衣（つなぎ服）を着せる。
- 9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッド等に体幹や四肢をひも等でしばる。
- 10) 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
- 11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

2. 行動制限に該当する行為

- 1) 離床センサーやセンサーマット等を使用することで患者さんの行動を感知し制限する。

※ 行動制限は拘束ではないものの、患者さんの尊厳や安全に影響するため、使用目的・方法を明確にし、チームで検討する。

- 2) 向精神薬その他の薬剤を本来の治療目的を超えて患者さんの行動を抑制する目的で使用する。
薬剤による行動制限は身体的拘束と同様に慎重な判断が必要、以下の場合に限り例外とする。

- ・切迫性：生命・身体の危険が差し迫っている
- ・非代替性：薬剤以外に安全を確保する手段がない
- ・一時性：必要最小限の期間に限られる

※ 薬剤による行動制限を行う場合は、診療録への記載、多職種での検討、患者・家族への説明と同意、早期解除（減量・中止）を必ず行う。

3. 身体的拘束に該当しない行為

当院では、令和8年度診療報酬改定における「身体的拘束最小化のさらなる推進」の考え方に基づき、以下の行為については身体的拘束には該当しないと判断する。ただし、目的が治療・姿勢保持・安全確保であることが明確であること、患者の自由を不当に制限しないこと、複数職種で検討し、記録に目的と理由を明記することを必須とする。

1) 治療のために必要な固定（治療目的の行為）

以下のような医学的治療を目的とした固定は、身体的拘束には該当しない。

- (1) 整形外科治療で用いるシーネ固定
- (2) ギプス固定
- (3) 点滴固定のためのシーネ
- (4) 手術後の医療的固定

※治療の継続・患部保護が目的であり、行動制限が主目的ではないため拘束に該当しない。

2) 姿勢保持のための補助具・ベルト

自力で姿勢保持が困難な患者さんに対し、転落防止・呼吸や嚥下の安定・座位保持のために使用する補助具は拘束に該当しない。

- (1) 車いすの姿勢保持ベルト
- (2) 座位保持装置
- (3) 体幹保持クッション
- (4) ポジショニング用具

※残存機能を活かし、安全に生活するための補助であるため拘束には該当しない。

3) 転落防止のための環境調整

安全確保を目的とした環境調整は身体的拘束には該当しない。

- (1) 4点柵の使用（※降りられないように縛る場合は拘束に該当）
- (2) ベッドの高さ調整
- (3) マットレス・クッションの配置

※自由を奪う意図がなければ拘束には該当しない。

4) 事故防止のためのセンサーマットなど

行動を制限せず、行動を“感知”するだけの機器は身体的拘束には該当しない。

- (1) 離床センサー
- (2) センサーマット

※行動を妨げないため拘束ではないが、使用目的の記録は必要。

5) 処置・移動時の短時間の固定（同意のもと）

- (1) 処置中の短時間の固定
- (2) 移動時の短時間の固定

※職員が常に付き添い、終了後すぐに解除する場合に限る。

6) 記録と検討の義務

身体的拘束に該当しない行為であっても、以下を必ず行う。

目的の明確化（治療・姿勢保持・安全確保）、多職種での検討（医師・看護師・リハビリ等）、診療録・看護記録への記載を行う。

III. 身体的拘束を行わずにケアを行うための基本指針

1. 患者さん主体の行動を尊重し、尊厳を守る
2. 言葉かけや応対に配慮し、精神的自由を妨げない
3. 患者さんの思いをくみ取り、意向に沿ったケアを提供する
4. 身体的拘束を誘発する原因を特定し、環境調整やケアの工夫で除去する
5. 身体的拘束に該当しない行為でも、目的の明確化・多職種検討・記録を徹底する

IV. 身体的拘束最小化チーム

身体的拘束を最小化するために、当院では虐待防止委員会の下部組織として、「身体的拘束最小化チーム」を設置し、以下の活動を行う。

1) 身体的拘束最小化チームの構成員

チームリーダー小児科医長、リハビリテーション科医長、看護部：副看護部長、3階病棟看護師長、ひまわり1階病棟看護師長、認知症認定看護師、薬剤師1名、療育指導室1名、リハビリテーション科1名、事務1名、
その他院長が認めるもの：医療安全管理係長（オブザーバー）

2) 検討項目

- ① 院内での身体的拘束廃止に向けて現状把握及び改善について。
- ② 身体的拘束を実施せざるを得ない場合。
- ③ 身体的拘束を実施した場合の代替案、拘束解除の検討。
- ④ 身体的拘束廃止に関する職員全体への教育・研修の企画・実施。

- ⑤ 発生原因分析、改善策の立案・実施。
- ⑥ 病棟ラウンド
- ⑦ 身体的拘束最小化のための指針・マニュアル整備

V. 身体的拘束発生時の対応

緊急・やむを得ず身体的拘束を行う場合は、身体的拘束最小化チームを中心に、患者さんの心身状態を継続的に観察し、必要最小限の範囲で実施する。また、身体的拘束はできる限り早期に解除することを原則とし、記録・評価・改善のプロセスに基づき対応する。

1. 記録・集計・分析・評価

身体的拘束を実施した場合は、専用テンプレートを用い、目的・理由・時間・観察内容を記録する。

2. 患者さん・ご家族への説明

内容・目的・理由・期間・改善策を説明し、理解を得る。

3. カンファレンスを実施

身体的拘束を実施した場合、以下の内容について多職種でカンファレンスを行う。

- 1) 身体的拘束最小化チームの構成員が集まり、切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たしているかを確認する。
- 2) 他診療科医師と情報共有して連携を行う。
- 3) 拘束による患者さんの心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクや、リスクに対して身体的拘束とならない方法がないかを検討する。
- 4) 身体的拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間を再評価し、早期解除に向けた取り組みを検討する。
- 5) 評価結果を記録し、次回以降の改善に反映（PDCAの実施）をする。

VI. 身体的拘束等の最小化の研修開催について

医療に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行う。

1. 研修プログラムを作成し、1年に2回以上の身体的拘束最小化研修（身体的拘束の代替手段に関する内容、患者の尊厳の保持の重要性に関する内容含む）を実施する。
2. 新任者に対しては採用時研修を必ず実施する。
3. 研修内容・参加者・実施日を記録し、評価・改善に活用する。

VII. 当指針の閲覧について

本指針は当院マニュアルに閉じ、職員がいつでも閲覧できるようにする。

また、病棟や外来に設置し、患者さん・ご家族が自由に閲覧できるようにすると共に、当院のホームページにも掲示する。

令和 5 年 1 月 1 日 作成

令和 6 年 10 月 21 日 改正

令和 8 年 5 月 28 日 改正